

めざせ！合理的配慮マスターへのみちのり

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）をご存じでしょうか？
障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁じ、障害のある人への合理的配慮の提供を義務づけた法律です。
今回法律が改正され、今まで民間事業者では努力義務だった合理的配慮が国や地方自治体同様に令和6年4月より「義務」となりました。

合理的配慮とは、障害のある人が社会生活において平等に無理なく過ごせるように、個々の障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。では、どのように配慮をしていけばいいのかスマルステップでご案内いたします。

スタート

さあ、はじめよう！



ステップ1 障害ってなあに？

「障害」とは、その人個人が様々な機能障害があることだけでなく、その人を取り巻く社会におけるさまざまな障壁（バリア）があることを指します。（社会モデルの考え方）社会的障壁とは、例えば段差があるなどの施設や設備だけでなく、制度や習慣、偏見などがあります。
これらの社会的障壁をなくしていくことで、全ての人が暮らしやすくなります。



ステップ2 不当な差別的取扱いって
どんなこと？

正当な理由なく障害があることを理由に、サービスの提供を拒否したり、制限をすることは「不当な差別的取扱い」として禁止されています。
レストランで、正当な理由を示さず「車いすの人は入店お断りです」とするのは不当な差別的取扱いです。
例えば、「当店には狭い階段があり、今は店員が私しかいなくて介助ができません」と状況をお伝えしたうえで、対応可能な方法や時間を伝えるなど、選択肢を提案したうえでお断りすることは、不当な差別的取扱いになりません。



ステップ3 合理的配慮って
誰がやればいいの？

法律では、国や地方公共団体などの行政機関と民間事業者に対応を求めています。この民間事業者には、個人事業者やボランティアグループも入ります。
つまり、障害者差別解消法は、とても身近な法律であり、私たち地域に暮らす市民一人ひとりが理解して行動することが求められます。



ステップ4 合理的配慮って
なんだか難しそう！？

「合理的配慮」といわれても、お店の前の段差をなくすのはお金もかかるし、難しそうだと思われますが、そんなことはありません。
合理的配慮は、社会的障壁があると感じた人から申し出があった場合、双方の建設的対話により、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることです。



合理的
配慮！



合理的配慮は、その時々の状況に応じて柔軟に提供されるものです。ふだんから、いろいろな場面を想定して、合理的配慮の提供を考えましょう！

「障害」といってもさまざまです。それぞれの障害を考慮した合理的配慮の工夫を裏面で紹介します。

環境の整備について

合理的配慮を多数行なうことが見込まれる場合、あらかじめ環境の整備をすることで合理的配慮の負担を軽減することができます。

例えば、入口の段差解消のためのスロープを用意しておく、料理の写真がついたメニューを用意しておく、などがこれにあたります。

これで安心
です！



合理的配慮の工夫

目が不自由な方

- 商品名などは大きく太字で表記してみましょう。(商店など)
- レジ打ちでは商品名と金額をはっきりと読み上げるとよいです。(商店など)
- 料理の名前だけでわからないという申し出があった時は、料理の内容や素材を言葉で説明しましょう。(飲食店)
- 診察券に点字表記があるとわかりやすいです。(医療機関)



耳が不自由な方

- 料理の説明は、筆談ボードなどに文字で書いて説明しましょう。(飲食店)
- イラスト付きのコミュニケーションボードを用意しておくと便利です。(商店など)
- 受付で耳が聞こえないことを伝えられたときは、待ち時間や順番などを教えるようにしましょう。(医療機関)
- 手話のできる店員さんがいればなお good ! (商店など)

知的障害や精神障害の方

- メニューに絵や写真をつけてもらうとわかりやすいです。(飲食店)
- 環境が変わるとパニックになってしまうことがあるので、落ち着ける席があるとよいです。(飲食店)
- 周りの人の目が気になってしまうので、困っているように見えたならさりげなく声かけしましょう。(商店など)
- 診察の待ち時間が不安なので、適宜声かけをしましょう。(医療機関)



車いすなどからだが不自由な方

- 入口や通路にはなるべく物を置かず、車いすの人が通りやすいようにしましょう。(商店など)
- 段差・階段・ドアの開閉などで困っている時は、スタッフが手を貸すようにしましょう。(飲食店、商店など)
- 飲み込むのが難しい人もいます。きざみ食やとろみ食に対応があると喜ばれます。(飲食店)
- バスや電車に乗る時、車いすの人が来たら乗客に入口を空けるようアナウンスがあるとよいです。(交通機関)



最近気になることは?

- 最近、飲食店では効率化や人件費削減の観点からか、タッチパネル注文や配膳ロボットが増えていますが、目が不自由な人にはかえって不自由です。店員さんが個別に対応してくれると助かります。(飲食店)
- コンビニやスーパーのセルフレジも増えています。車いすだと手が届かなかったり、知的障害があるとわからなくて戸惑うことがあります。店員さんが対応してくれるレジだと安心します。(商店など)
- 無人駅も増えています。呼び出しボタンのみでは、目が不自由な方や耳が不自由な方は、困っていることを伝えられません。駅員さんが対面で対応してくれると助かります。
- 一方、事前に「車いすで行きます」と伝えておくと、段差があっても手伝ってもらったり、医療機器で電源が必要な時はコンセントを使わせてもらったりします。こんな心遣いありがとうございます。

合理的配慮について、もっと詳しく知りたい場合は、右の二次元コードから市公式ホームページにアクセスして、冊子「あなたにもできる！」を参照してください。



差別解消法や合理的配慮について、疑問や相談がある場合は、相談窓口（障害福祉課）までお気軽にご連絡ください（下記参照）

ヘルプカードをご存じですか？

障害のある方などの手助けを必要とする人が、普段から身につけておき、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。市では、東大和市ヘルプカードを障害のある方などで希望する方に配布しています。カードの裏面には必要な支援内容や緊急連絡先が記載されています。

障害のある方が困っていてヘルプカードを持っている時は、記載内容に沿った支援をお願いします。



編集：東大和市地域自立支援協議会生活部会

発行：東大和市地域福祉部障害福祉課

TEL：042-563-2111 FAX：042-563-5928



めざせ！
合理的配慮マスター
へのみちのり



東大和市の障害者差別解消法推進の
マスコットキャラクター

いんくる